

## 市川市病児保育事業業務委託仕様書（案）

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 市川市病児保育事業業務委託（令和5年度新規開設分）
- 2 業務目的 本業務は、病気の回復期に至らない（以下「病児対応型」という。）児童及び病  
気回復期にある（以下「病後児対応型」という。）児童に対し、集団保育等が困  
難な期間において、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困  
難な場合、一時的な保育サービスを提供することにより、保護者の子育てと就労  
の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。
- 3 委託場所 市川南部（江戸川より南側）
- 4 委託期間 事業開始日が属する月の初日 から 事業を開始する年度の3月31日まで
- 5 業務内容
  - (1) 委託業務内容
    - ① 受託者は、市川市病児保育事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び本仕様書に基づ  
き、病児対応型・病後児対応型の対象となる児童（以下「対象児童」という。）に一時的な  
保育サービスを提供するものとする。
    - ② 受託者は、対象児童の保護者（以下「保護者」という。）から事前に利用登録票の提出があ  
った場合、受領するものとする。
    - ③ 受託者は、保護者から利用の申込みがあった場合、児童の受け入れについて回答するとと  
もに、受け入れが可能な場合は、保護者から利用申請書の提出をもとめ受領するものとす  
る。
    - ④ 受託者は、利用した保護者から実施要綱に規定する利用料を徴収し、運営費に充てるもの  
とする。受託者は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や  
巡回支援等を実施するものとする。
  - (2) 児童の施設利用送迎対応
    - ① 職員の配置  
受託者は、保護者から施設利用に際し、送迎の申出があった場合、タクシー等を活用し、  
看護師等（看護師・准看護師・保健師・助産師）又は保育士が同乗し児童の送迎を行うも  
のとする。
    - ② 実施方法
      - ア) 受託者は、対象児童を連携医療機関に受診させた後、保護者と協議のうえ、受け入れ  
の決定を行うものとする。
      - イ) 送迎対応は、病児対応型の児童を対象に、保育所等（児童を預けている施設）から連絡  
を受けた保護者が、受託者に連絡することにより実施すること。また、受託者は、保育を  
行うにあたり、連携医療機関に受診させること。

ウ) 保育所等に登所する前からの体調不良児は、体調不良児対応型の事業を実施する保育所等及び送迎対応を利用するものではなく、事業を実施する施設を優先的に利用することとし、児童の症状に応じた適切な利用が行われるよう連携体制の確保に努めること。

③その他

ア) 保育所等から体調不良児の送迎を行う際は、送迎用の自動車に看護師等または保育士が同乗し、安全面に十分配慮した上で実施すること。

イ) 送迎はタクシーによる送迎を原則とする。やむを得ない事由によりタクシーによる送迎対応が困難な場合には、その他自動車の借上げ等による実施も可能とする。

(3) 対象児童

① 対象児童疾患の目安

あらかじめ、当該対象児童が回復期に至っていないこと、もしくは回復期にあることを医師に診断をさせ、その結果当該事業の対象となると判断される疾患。

② 対象児童の年齢

対象児童は、本市に住所を有している生後57日から満9歳に達した日以後の3月31日までの児童、但し、市内の保育所等に通所している場合はこの限りではない。

対象児童は、上記①に規定する疾患の回復期に至らない児童、又は回復期の児童で、集団保育が困難で、かつ保護者の勤務、疾病、事故、出産、冠婚葬祭その他、病児保育事業を実施する受託者が必要と認める事由により家庭で保育を行うことが困難な児童とする。

③ 利用定員

一日に受入れる児童数は、原則9名（病児対応型6名、病後児対応型3名）とする。但し、受け入れる児童の年齢や疾患等を考慮し、安全確保のために必要があると受託者が判断する場合は、児童数を制限することができる。

(4) 職員の配置

受託者は、事業を実施するにあたり、病児対応型及び病後児対応型の施設に配置する職員の基準は、看護師等を1名以上、保育士を利用児童おおむね3人に1名以上配置すること。なお、看護師等及び保育士の職員配置については、常駐を原則とする。ただし、病児対応型及び病後児対応型の利用児童が見込まれる場合に近接の病院等から看護師等及び保育士が駆けつける等の迅速な対応ができる場合、また利用児童がいない時間帯において、利用児童が発生した場合に速やかに保育士や看護師等が出勤し、業務に従事する等、職員体制が確保されている場合にあっては、保育士及び看護師等が常駐することを要しない。

(5) 施設の基準

病院等（病院若しくは診療所）又は保育所等（保育所若しくは認定こども園）に付設された専用スペース又は病児対応型及び病後児対応型の専用施設で次に掲げる基準を満たすもの

- ① 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
- ② 保育室の面積が利用定員1人当たり1.98平方メートル以上であって、かつ、1室8平方メートルを下回っていないこと。
- ③ 観察室又は安静室の面積は、1室当たり、3.3平方メートル以上であること。
- ④ 調理室及び調乳室（病院等の調理室及び調乳室と兼用するものを含む）を有すること。
- ⑤ 事故防止及び衛生面に配慮していること。

## (6) 注意事項

- ① 受託者は、対象児童にとって適切な保育環境を整備し、室内の清掃等の衛生管理に十分配慮すること。
- ② 受託者は、対象児童の保護者から、保育に関する相談があった場合には、相談に応じ、助言を行うものとする。
- ③ 受託者は、対象児童の心身状態、保育場面の適応状況などを考慮して保育するものとする。
- ④ 受託者は、保育中のけがや事故に十分注意するものとする。事故等が発生した場合は、その原因、状況及びこれに対する処理をただちに委託者に報告するとともに、委託者と協力して再発防止に取り組むものとする。また、保護者が事故等の発生に関する情報開示を要望した時は、法令等により開示できないものを除き開示するものとする。

## 6 保険の加入等

受託者の責任により、利用者その他の第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。このため、必要な範囲で、施設賠償責任保険、傷害保険等必要な損害保険に加入するものとする。

## 7 添付資料

- 別紙 1 「市川市病児対応型兼病後児対応型事業兼体調不良児対応型事業月間利用実績報告書」
- 別紙 2 「市川市病児対応型タクシー月間利用実績報告書」
- 別紙 3 「市川市病児対応型兼病後児対応型兼体調不良児対応型事業年間利用実績報告書」
- 別紙 4 「市川市病児対応型タクシー年間利用実績報告書」
- 別紙 5 「市川市病児対応型事業情報提供等実績報告書」
- 別紙 6 「市川市病後児対応型事業情報提供等実績報告書」
- 別紙 7 「業務完了報告書」
- 別紙 8 「完了届」

## 8 業務実施日及び業務時間

- (1) 業務実施日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び委託者が規定する年末年始休日を除く平日
- (2) 業務時間：午前 8 時から午後 6 時までとする。

## 9 提出書類及び報告書（成果品）

### (1) 提出書類

受託者は、業務の実施に当たり、業務開始前に次に示す書類を委託者に提出するものとする。

- ① 平面図及び施設内の設備（保育室、観察室、調理室、トイレ等）の写真
- ② 実施体制、業務責任者名、業務従事者名、業務実施日、業務場所、業務内容を記載した業務計画書を提出する。
- ③ 業務責任者及び業務従事者の名簿及び当該業務に必要な資格の写し、または能力・経歴を証明するものを書面で提出する。
- ④ 緊急時連絡体制表を提出する。
- ⑤ 施設賠償責任保険、障害保険等の保険証券の写しを提出するものとする。

## (2) 報告書（成果品）

受託者は、当該業務委託を完成させた成果として、次に掲げる成果品を委託者に提出するものとする。

- ① 受託者は、毎月、実施日、曜日、利用人数、児童氏名、利用時間、時間数を記載した「市川市病児対応型兼病後児対応型事業兼体調不良児対応型事業月間利用実績報告書」及び「市川市病後児対応型兼体調不良児対応型事業月間利用実績報告書」を翌月10日までに提出するものとする。
- ② 受託者は、毎月、実施日、曜日、児童氏名、迎え場所、タクシー料金を記載した「市川市病児対応型タクシー月間利用実績報告書」と迎えに要した経費を証明する書類を添付し、翌月10日までに提出するものとする。
- ③ 月の業務終了後、翌月10日までに業務完了報告書を提出するものとする。  
業務完了報告書の内容  
業務名称、委託場所、契約年月日、委託期間、業務完了期間、委託金額、完了年月日  
会社名、住所、電話番号、責任者名
- ④ 受託した業務が完了した後、委託期間終了日までに委託者が定める完了届に「市川市病児対応型兼病後児対応型兼体調不良児対応型事業年間利用実績報告書」、「市川市病後児対応型兼体調不良児対応型事業年間利用実績報告書」及び「市川市病児対応型タクシー年間利用実績報告書」を添付して提出するものとする。

## 10 その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。